

機関番号：12102

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830022

研究課題名（和文） 非正規滞在者の人権保障に関する研究
—国際人権法および比較法の観点から—研究課題名（英文） Human Rights of Irregular Migrants
—From international human rights law and comparative law points of view—

研究代表者

付 月 (FU YUE)

筑波大学・大学院人文社会科学研究科・準研究員

研究者番号：70522423

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、日本における退去強制手続きの対象者である非正規滞在者の人権保障問題について、国際人権法の観点および比較法的観点から検討することである。そのために、まず、日本における非正規滞在者の実態を把握するとともに、彼らの退去強制に際する人権保障問題について、日本国内における関連する国際人権諸条約の条文解釈および条約履行の現状を把握することに努めた。次に、ヨーロッパ人権裁判所の関連判決の分析を行った。そして、比較法的な視点から得た示唆を踏まえて、日本における非正規滞在者およびその家族の退去強制にかかる人権保障問題の所在を明らかにし、具体的な法的解決策について検討している。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study is to discuss how to protect the human rights of irregular migrants and their family members when they face to deportation, from both international law and comparative law points of view. First of all, I have gained an understanding of the situation of irregular migrants in Japan through literature-based research, and through the latest information provided at related seminars and symposiums. Then, I have analyzed the recent court judgments on deportation cases in Japan, and compared with the judgments by the European Court of Human Rights (ECHR). As the result, I have revealed some problems on the deportation of irregular migrants and their family members, especially the issues related to the protection of the best interests of the child.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	860,000	258,000	1,118,000
2010年度	790,000	237,000	1,027,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,650,000	495,000	2,145,000

研究分野：国際人権法、移民法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：①非正規滞在者 ②退去強制 ③法的地位 ④人権 ⑤在留特別許可
⑥条約 ⑦子の最善の利益 ⑧家族の統合

1. 研究開始当初の背景

経済のグローバル化に伴う人の国際的な移動が活発化する中、日本を生活の拠点として働き、家族を築き、子どもを育てる定住外国人（いわゆるニューカマー）が急速に増えてきている。彼らは、少子高齢化が進む日本社会の構成員として、重要な労働力となって日本経済を支えている。しかし、このような定住外国人ないしその家族の中に、出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）に定められている在留資格をもたない非正規滞在者が多数いる。その数は、「不法残留者」と「不法入国者」・「不法上陸者」とを合わせて、1993年（平成5年）5月の約30万人をピークに年々減少しているものの、2008年（平成20年）1月時点で約18万人いると推計されている（法務省入国管理局編『平成20年版出入国管理』31頁）。入国管理局では、非正規滞在者を2004年（平成16年）から2008年（平成20年）までの5年間で半減させることを目指して、上陸審査や在留資格更新等の厳格化をはかると同時に、関連機関との連携を強化して非正規滞在者の合同摘発を推進させ、迅速な送還措置を執ってきた。

ところが、退去強制手続きの対象者の中には、家族とともに地域社会の中に溶け込んで、長期間平穏に暮らしてきた者が少なからずいる。また、幼少時に来日した、あるいは日本で生まれた子どもたちは、他の日本人の子どもと同じように日本語を話し、日本の文化や慣習に慣れ親しんでいる一方で、親の母国には一度も行っていないという状況がある。このような日本に生活の基盤を築いている非正規滞在者およびその家族に対して、在留特別許可の付与により、在留資格を取得し、日本で合法的に生活できるようになった者が多数いる。しかし、他方で、法務大臣による在留特別許可が与えられなかった非正規滞在家族は、「家族の権利」および「子どもの最善の利益」の侵害等を理由に、法務大臣の裁決及び退去強制令書発布処分の違法性を争い、訴訟を多数提起しているのも事実である。

日本で長年働き、生活してきた非正規滞在者およびその家族が、在留特別許可を求めて入国管理局に一斉出頭した1999年の出来事は、世間から脚光を浴びるようになった。この一斉出頭事件を契機に、非正規滞在者の人権保障問題について、社会学者をはじめとして、研究が進められてきた。また、近時では、上に述べた退去強制令書発布処分等取消事件の判決を手がかりに、裁判に関わった実務

家を中心に議論されるようになってきた。これらの先行研究と踏まえて、非正規滞在者の人権保障問題について、国際人権法の観点から検討することが必要であると考えられる。また、日本と同様な状況、すなわち非正規滞在者の人権保障問題を抱えるヨーロッパ諸国における法的対応ないし判例等に関する分析が重要であるといえる。

2. 研究の目的

上記の状況を踏まえて、本研究は、日本における退去強制手続きの対象者である非正規滞在者の人権保障問題について、とりわけ退去強制事件における非正規滞在者の家族統合の権利や子どもの最善の利益を中心に、国際人権諸条約の国内の実施という観点およびEU主要諸国の場合との比較法的観点から多角的かつ総合的に検討することを目的とされた。

言い換えれば、非正規滞在者およびその家族の退去強制に際する人権問題の分析を通して、日本における入管法をはじめとする国内法の解釈、および国際人権諸条約の解釈と条約の国内履行義務について検討することにより、非正規滞在者の正規化の可能性と限界を探求することである。さらに、非正規滞在者の人権保障問題に対する具体的な解決策を提示したい。

3. 研究の方法

本研究課題は、研究代表者による非正規滞在者を含む無国籍者等の法的地位および権利保障に関する一連の研究をさらに進めたものである。特に本研究課題と関連が深いものとして、日本における非正規滞在家族の退去強制令書発布処分等取消事件の判決分析を行い、関連する国際人権諸条約の規定に照らして非正規滞在家族の退去強制に際する問題点を指摘した研究成果がある。具体的には、2008年（平成20年）9月16日から20日にウィーン（オーストリア共和国）で開催された国際家族法学会第13回国際大会の全大会での報告をもとにまとめた英語の論文で、この国際大会の研究成果の一部を収録した本の中に収められた（Expulsion of Irregular Foreign Residents from Japan -The right to family unification and the best interests of the child, Bea Verschraegen ed. *Family Finances* (2009), pp. 161-174.）ものがある。また、退去強制と子どもの最善の利益の保護に焦点を当てて検討した英語の論文で、ヨーロッパの法学専門誌で公表されている（Consideration of

the Best Interests of the Child in Deportation Cases in Japan, *European Journal of Law Reform*, Vol. 11, No. 1 (2009), pp. 77-110) ものを挙げるができる。

本研究課題に関するこれまでの研究成果である国際人権諸条約の観点からみた日本の現状での問題点の検討に続いて、本研究では、課題の実施期間（2009年（平成21年）8月末～2011年（平成23年）3月31日）において、上に挙げた本研究の目的を達成するために、以下の点について文献を中心とした研究方法を通して行うこととした。

①非正規滞在者の態様について分析し、その類型別に抱える法的地位に関わる人権保障問題を明確にする。特に、退去強制事件における非正規滞在家族の「家族統合の権利」や「子どもの最善の利益」といった人権保障の問題に焦点を当てて検討する。

②①で明らかにした問題に対して、関連する国際人権諸条約の条文解釈について、国内外の文献を収集して検討する。そして、日本における現行の国内法の解釈および運用について、国際法的観点から鑑みての問題点を浮き彫りにする。

③EU 先進諸国における退去強制事件をはじめとする非正規滞在者の人権保障について、ヨーロッパ人権裁判所の判決を分析する。そこで示された国際人権諸条約の関連条文の解釈およびその国内的実施の状況を明らかにする。

④上記の①から③の検討成果をもとに、非正規滞在者の人権保障問題に関する国際人権諸条約の条文の一般解釈、およびこの点に関する EU 先進諸国での国際人権諸条約の実施状況と、日本の場合の状況との比較検討を行う。

⑤そして、日本における非正規滞在者とその家族にかかる人権保障問題について、国際人権諸条約の国内実施のための法解釈を展開させるとともに、具体的な法解釈のおよび政策的な解決策を提示するための検討を進める。

⑥本研究の成果については、最終的に論文として公表して、広く還元するための作業を行う。

なお、日本で入手し難い文献を収集するために、ドイツのマックス・プランク外国および国際社会法研究所（ミュンヘン）を通して行うことが予定されている。

4. 研究成果

（1）本研究課題の実施初年度である 2009 年度（平成 21 年度）を通して、以下の文献を中心とした研究を行った。

①非正規滞在者の態様について分析した。具体的には、日本での非正規滞在者の現状に対する理解を深めるために、セミナーや関連団体の活動等に積極的に参加して、生の情報と最新の議論を収集することに努めた。そして、非正規滞在者の類型別に抱える人権保障問題について分析した。

②上記の論点と関連して、少子高齢社会である日本において、非正規滞在者とその家族を含む定住外国人を将来の国民として法的統合をはかる視点に着目して、定住国と関連が深い定住外国人家族の国籍取得についてドイツの場合と比較検討した。

③退去強制事件における非正規滞在家族の「家族統合の権利」や「子どもの最善の利益」といった人権保障の問題について、近年の日本における非正規滞在家族の退去強制令書発布処分等取消事件の判決を国際人権法の観点から分析した。

④①～③で見えてきた問題に対して、関連する国際人権諸条約の条文解釈に関する国内外の文献を収集した。そして、日本における現行の国内法の解釈・運用について、国際人権法的観点からの問題点を再確認する。

⑤EU 諸国における退去強制事件をはじめとする非正規滞在者の人権保障については、ヨーロッパ人権裁判所の判決分析に着手し、国内外の文献収集を行った。特に、マックス・プランク外国および国際社会法研究所（ミュンヘン）の客員研究員として、「EU における非正規滞在者の法的地位と権利保障」について資料収集を行った。同研究所での研究滞在期間中には、研究会を開いて報告し、参加者と議論を交わしたうえで、同研究所の元所長および研究員等から貴重な示唆を受けた（2010年3月4日）。

（2）研究最終年度である 2010 年度（平成 22 年度）では、前年度に行った日本における非正規滞在家族の退去強制令書発付処分等取消事件の判決分析を中心とした成果を踏まえて、以下の研究を行った。

①日本における非正規滞在者の法的地位および人権保障に関する最新の情報と議論を収集するために、前年度に続いて、セミナーや関連団体の活動等に積極的に参加した。

②EU 先進諸国における非正規滞在者の人権保障について、ヨーロッパ人権裁判所による非正規滞在者の退去強制事件に関する判決および関連資料の収集を継続し、検討を行った。

③上記のヨーロッパ人権裁判所の判決と日本の判決について、特に子どもの権利保障に焦点を当てて比較検討を行った。その結果、非正規滞在の子どもに対する権利の保障ないし子の最善の利益の保護は必要であるという点では一致していると言える。しかし、両者の判決には、類似の事件に対して異なる判決結果を導いているものがあることが明らかになった。

④このため、異なる判決結果を導いた原因の究明を進めるべく、判断の要素や基準の違い、および根底にある考え方の違い等に注目して研究を進めた。また、日本の判決については、国内法の影響が大きいため、入管法や国籍法といった国内法の歴史的変遷をたどる作業も行うこととした。

⑤日本における非正規滞在者とその家族の退去強制に係る人権保障問題について、ヨーロッパ人権裁判所による判決の分析から得た示唆を踏まえて、国際人権諸条約の国内的实施のための法解釈、およびそのための政策的な解決策の検討を行った。

⑥現在、本研究成果を含む研究代表者による非正規滞在者の人権保障に関する研究の成果を、博士論文として取りまとめているところである。

(3) 本研究で得られた成果の国内外における位置づけについて

本研究は、グローバル社会における世界共通の人権問題、すなわち、非正規滞在者とその家族の人権保障問題に焦点を当てて検討し、それに対する一つの法的解決策を提示するものとして意義があると考えます。そのため上記の各年度における緻密な作業は、今後の外国人ないし移民に関連する法律の研究、および外国人政策ないし移民政策を考案する際に参考となる基礎研究として、重要であると考えます。

(4) 今後の展望について

現在、本研究課題に関する最終的な研究結果を、一つの学術論文としてまとめている最中であることは、上で述べた通りである。

その研究成果を国内外の学会等で公表することにより、広く国際社会に広く還元させるとともに、今後の学界の研究発展に貢献したい。

なお、本研究課題を遂行するに当たり、その成果の一つとして、非正規滞在者の中でも、特に無国籍者の法的地位の安定および権利保障に関する問題は深刻かつ重要であり、喫緊な解決を要するものであることが明らかになった。そのため、本研究課題の成果を踏まえて、非正規滞在の無国籍者の人権保障問題に関する研究にとりかかるとともに、科研費若手研究 (B) に応募したところ、採択された (研究課題名: 「非正規滞在の無国籍者の法的地位に関する研究—国際人権法の理論と実践—」、2011 年度 (平成 23 年度) ~ 2013 年度 (平成 25 年度))。これは、本研究をはじめとして、研究代表者が行ってきた非正規滞在者の法的地位および人権問題に関する一連の研究成果が評価されたものと考えられる。なお、本研究の成果について、さらに進化した形で、上記の新たに採択された科研費若手研究 (B) の研究成果の一部として公表したいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔図書〕 (計 1 件)

①付月「少子化社会と外国人家族の法的統合—日本とドイツを比較して—」本澤巳代子、ベルント・フォン・マイデル編著『家族のための総合政策 II—市民社会における家族政策—』信山社、2009 年、217-244 頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

付 月 (FU YUE)

筑波大学・大学院人文社会科学部研究科

・ 准研究員

研究者番号：70522423